

生活交通アセスメントの修正について(概要)

1. 生活交通アセスメントとは

本市における公共交通づくりの基本計画「三次市地域公共交通総合連携計画」では、以下に示す基本方針が定められている。

交通機関の連携を強化します
既存の公共交通の効率化を図ります
交通空白地域における生活交通を確保します
公共交通の利用環境を整え、利用促進を図ります
市民が公共交通を守り・育てる気運を高めます

「生活交通アセスメント」とは、この基本方針のもと、本市における持続可能な生活交通手段を確保するため、合併以前に計画（PLAN）され、これまでに実施（DO）されてきた地域内生活交通（三次市民バス・ふれあいタクシーみらさか）について、効率的なサービス提供が行われているかを検証（CHECK）し、改善方針を検討（ACTION）する一連の流れのことである。

<生活交通アセスメントの対象>

- ・三次市民バス（君田町線，布野町線，作木町線，吉舎町線，三和町線，甲奴町線）
- ・ふれあいタクシーみらさか（デマンド型バス）

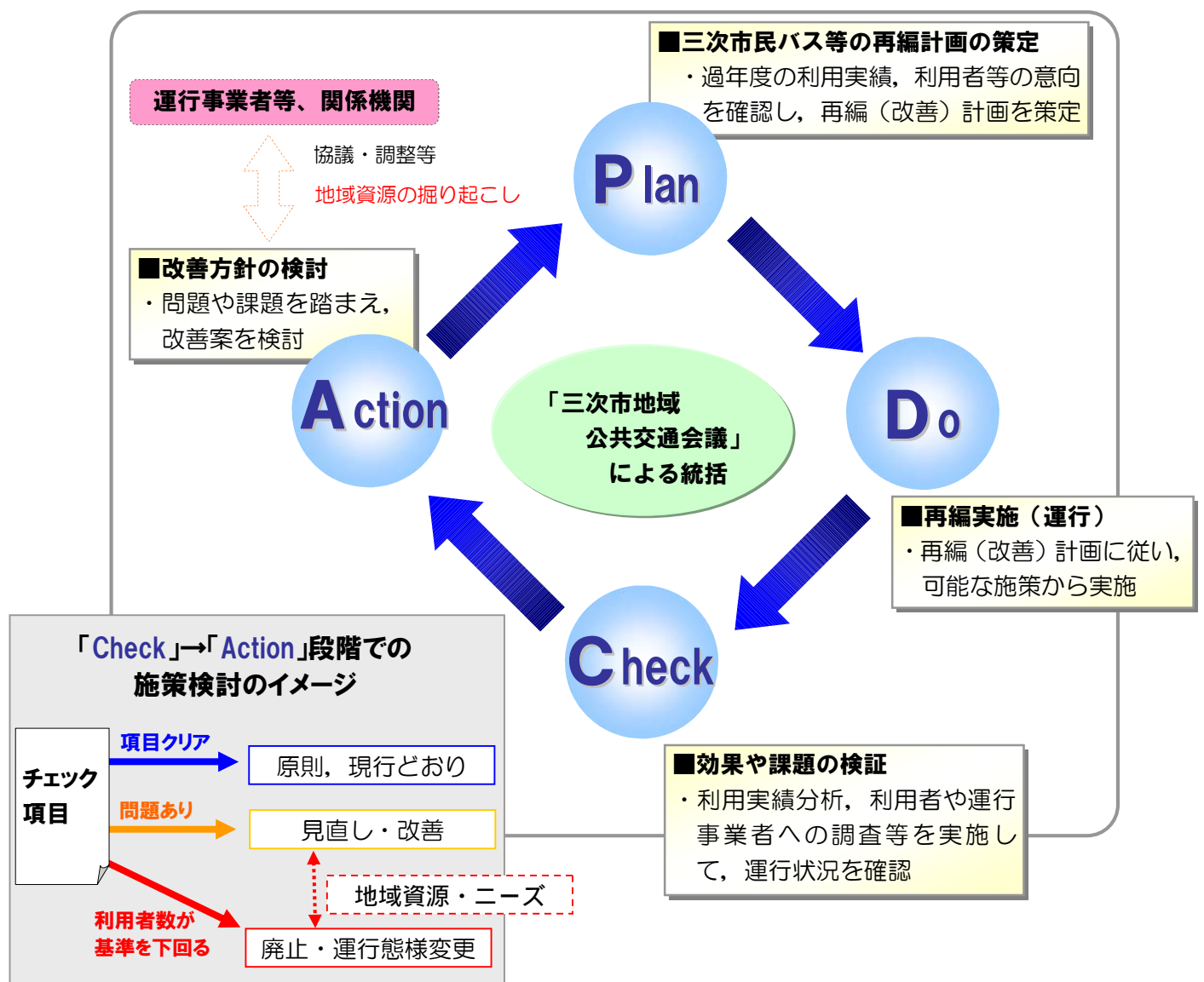


三次市地域公共交通総合連携計画

2. 生活交通アセスメントの流れ

生活交通アセスメントは、次に示すP D C Aサイクルの流れで進める。

- ・「P」・・・再編計画の策定（PLAN）
- ・「D」・・・可能な内容から積極的に実施（DO）
- ・「C」・・・運行実態を踏まえ効果や課題を検証（CHECK）
- ・「A」・・・地域の特色を活かし，改善方針を検討（ACTION）

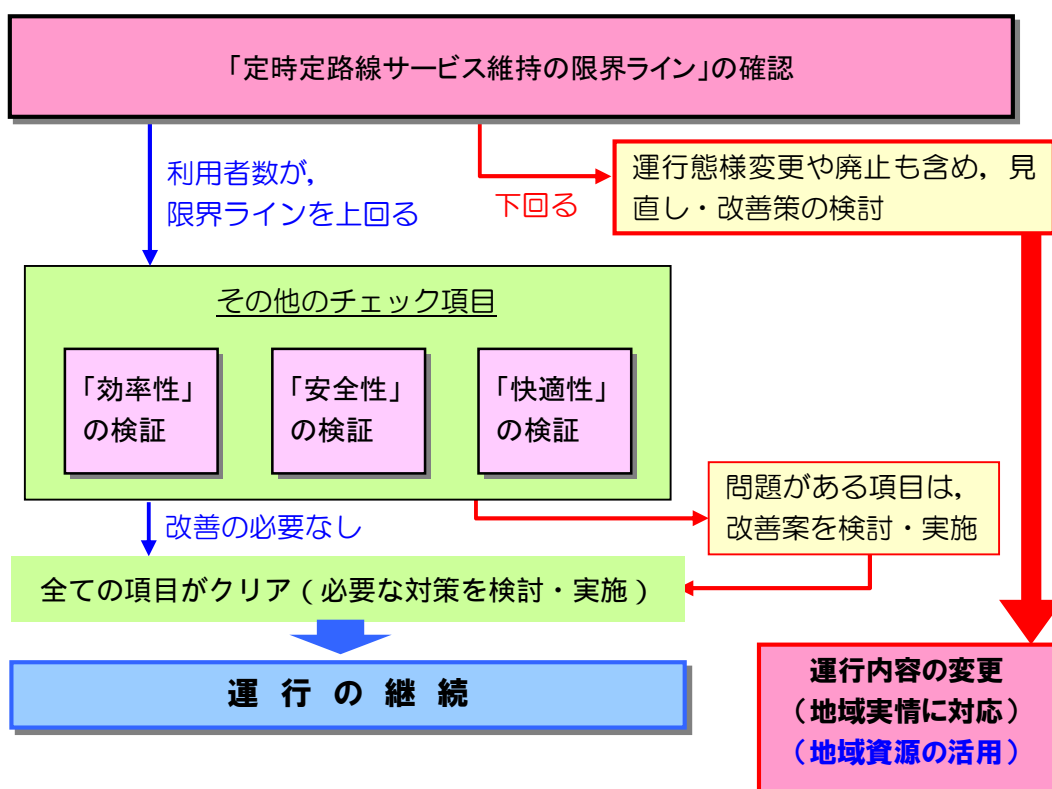


生活交通アセスメントの流れ（P D C Aサイクル）

3. 「検証」の考え方

3.1 基本的な流れ

- ・ P D C Aサイクルのうち、チェック（C）段階では、「効率性」、「安全性」、「快適性」の視点から市民バス等の運行内容の検証を行う。
- ・ ただし、本アセスメントでは生活交通の持続可能性を特に重視することから、利用者数とそのサービス水準に対して少ない場合、**画一的でなく地域の特色を活かした**、抜本的な改善を求めるものとする。そのため、まずは、現行の定時定路線サービスの維持の限界に係る検証（利用者数が基準値（＝限界ライン）を上回っているか）を、全ての検証の最上位に位置付ける。



▲ 検証の流れ

3.2 各チェック項目の概要

(1) 定時定路線サービス維持の限界に係る検証

■チェック項目：便あたり利用者数

【定時定路線の限界ライン】

- 北部3町（君田町・布野町・作木町）：1.0人乗車／便
- 南部4町（吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町）：2.0人乗車／便

<考え方>

定時定路線サービスを行っている三次市民バスにおいて、コース別の便あたり利用者数が過度に少ない場合、そのサービス内容（水準）が不効率であると判断ができ、生活交通維持の観点から改善が必要である。そのため、利用者数から“定時定路線の限界ライン”を定め、これを下回る場合はサービス内容変更（運行態様変更・廃止）を視野に入れ、効率化に向けた検討を行う。

<検証方法>

- ・三次市民バスの利用実績から、コース別の便あたり平均利用者数（年平均）を算出して、“定時定路線の限界ライン”を上回っていることを確認する。
 - ・便あたり平均利用者数が“定時定路線の限界ライン”を下回る場合は、運行態様変更・廃止も含め、見直し、改善策の検討を行う。その際、地域実情やニーズに対応し、経過措置を設ける等、利用者本位の視点で検討を行う。
- ただし、デマンド方式採用の路線（ふれあいタクシーみらさか）は、既に効率化が図られており、当チェックは対象外とする。

<限界ラインの設定について>

「三次市地域公共交通総合連携計画」では、三次市民バスの利用者数は「少なくとも便あたり1.0人以上の乗車」を目標として掲げている。一方で、地域別の人口密度を勘案すると、北部3町よりも南部4町のバスの方が、利用者数が多くあるべきと考えられる。（北部3町に対する南部4町の平均人口密度の比率は約2.7倍）

以上を踏まえ、定時定路線でのサービス水準維持の基本となる限界ラインは、北部3町は従来通りの指標である「便あたり1.0人乗車」とし、南部4町は「便あたり2.0人乗車」とする。

▼ 町別の人口密度

	面積 (km ²)	H23.3.1 人口(人)	人口密度 (人/km ²)	
君田町	85.87	1,763	20.5	20.0
布野町	83.04	1,728	20.8	
作木町	91.92	1,736	18.9	
吉舎町	84.07	4,511	53.7	54.3
三良坂町	43.68	3,684	84.3	
三和町	72.89	3,369	46.2	
甲奴町	65.17	2,876	44.1	

(2)「効率性」に係る検証

経年的な増減傾向を確認する

■チェック項目：利用者数の対前年比較

<考え方>

三次市民バス運行エリアでは、高齢化や人口の減少が急進している。そのため、バスの利用者数も減少する可能性があるが、減少傾向が継続する場合、抜本的なサービス変更を余儀なくされることも想定できるため、早い段階から利用促進策を講じる必要がある。よって利用者数の増減について確認を行い、明確な減少傾向が確認できる場合は、対策の検討を行う。

<検証方法>

- ・三次市民バスの利用実績から、コース別の便あたり平均利用者数（年平均）を算出して、前年度と比較する。
- ・利用者数が前年実績値を下回る場合、さらに一昨年のデータを確認し、また事業者に状況等を確認する。
- ・利用者数に明確かつ継続的な低減傾向があれば、利用促進に向けた検討を行う。

不効率な経路を確認する

■チェック項目：未利用区間の有無

<考え方>

三次市民バスは、住民の利用ニーズに対応して、集落をきめ細やかに回るような経路で運行している。しかしながら、開始当初に利用されていた区間であっても、時間の経過につれて人口が減少し、その結果、利用されなくなった区間も見受けられる。このような状況の場合、効率化を図り、経費や時間ロスがより少ないサービス提供を行う必要があるため、運行経路等の見直し検討を行う。

<検証方法>

- ・運行経路内において、利用者が居なくなった区間の有無を乗務員から情報を収集する。（調査票を配布し、提出を義務付ける）
- ・明確な未利用区間があり、ルート変更によりサービス改善（走行経路や時間の短縮）が期待できる場合、運行経路変更の可能性について検討を行う。
ただし、運行経路の変更は時刻表への影響を与えることから、かえって利用者にとって不便になる状況も考えられるため、十分な配慮が必要である。

(3) 「安全性」に係る検証

既往の運行に係る問題点を確認する

■チェック項目：バス運行時のトラブルの有無

<考え方>

乗合事業を営む三次市民バスでは、営業中の事故等はあるてはならないことであり、また市民等の利用者とのトラブルも利用低減に繋がることから避けるべきである。よって、これらのトラブルの発生状況を確認して、内容等に応じて改善案の検討を行う。

<検証方法>

- ・調査年の一年間に発生した各種トラブルの有無や内容、実施した対応策等について、乗務員から情報を収集する。(調査票を配布し、提出を義務付ける)
- ・トラブル等の発生があり、かつ既に実施されている対応策が不十分な場合は、新たな対応策を検討する。
- ・また必要に応じて、安全に係る今後のルール策定に活かす。(例えば、毎年同じトラブルがある、また特定のコースのみトラブルが頻繁に発生する等の場合、対処療法的な対策ではなく、原因を解明した根本的な解決(ルール化)が必要と考えられる。)

運行事業者の安全管理について確認する

■チェック項目：完全管理に係る項目の確認

<考え方>

三次市では、運行委託時に事業者に対して「安全運転マニュアル」提示を義務付け、また安全管理に関して定期的に連絡会議を実施しているが、それに加え、事業者が自らの責任において、安全管理を徹底することが不可欠である。よって、安全管理に係る項目について、運行事業者の対策実態について確認する。

<検証方法>

- ・運行事業者に、運行管理の状況について確認する。(調査票を配布し、提出を義務付ける)
- ・検証する項目は、以下を想定する。
 - ・運行管理者は、法を順守し、適切に運行の管理を行っているか。
 - ・日報の記録を確実にしているか。
 - ・定期的に安全運転に係る社員教育を実施しているか。 など
- ・調査の結果、問題が確認できる運行事業者に対しては、別途、安全管理に係る事業方針についてヒアリング調査を実施し、安全意識や取組について確認するとともに、必要に応じ、運輸支局等の協力を得て研修や指導を行う。

(4)「快適性」に係る検証

バリアフリー環境の状況を確認する

■チェック項目：バリアフリー対応車両導入の有無

<考え方>

三次市民バスは、比較的高齢の利用者が多い。そのため、車両乗降の際の“段差”は、利用者にとって大きなバリアになりうる。よって、運行車両のバリアフリー対応の状況について確認して、状況に応じて改善案の検討を行う。

<検証方法>

- ・三次市民バスとして運行している全車両を対象として、バリアフリー対応・未対応の状況を運行事業者に確認する。(調査票を配布し、提出を義務付ける)
- ・運行車両に、バリアフリー未対応車両が含まれる場合は、今後の方針の明確化を図る。(予算面等の理由から導入が困難な場合は、その具体的な理由を整理するとともに、今後の方針について三次市と協議を行う)

※三次市民バス等整備費補助金の活用

利用者目線での問題点について確認する

■チェック項目：利用者満足度

<考え方>

三次市民バスが、今後も多くの市民に親しまれ、また利用され続けるためには、利用される方の意見を十分に把握し、仮に問題等がある場合は真摯に対応することが必要である。よって、定期的に利用者の声を吸い上げ、満足度を確認するとともに、状況に応じて改善案の検討を行う。

<検証方法>

- ・三次市民バスの利用者に対して、定期的に満足度を把握する。
- ・調査の結果、不満を感じる割合が高い場合は、利用者の具体意見や利用実績、また運行内容等を総合的に勘案して、改善策を検討する。

**定時定路線
サービス維持
の検証**

便あたり利用者数が「定時定路線の限界ライン」を上回っているか
【限界ライン】
北部3町（君田町，布野町，作木町）・・・1.0人乗車／便
南部4町（吉舎町，三良坂町，三和町，甲奴町）・・・2.0人乗車／便

上回る

下回る

・運行態様変更や廃止も含め，見直し・改善策の検討

**運行内容の変更
（地域実情に対応）
（地域資源の活用）**

便あたり利用者数の対前年比が1.0を上回っているか

上回る

下回る

・一昨年度値や事業者を確認
・低減の場合，利用促進策検討

**効率性の
検証**

運行経路に未利用区間は無い

無い

有る

・経路変更によりサービス改善が期待できる場合は，対策検討

次のチェック

1年間に事故等の運行に関わるトラブル等はなかったか

無い

有る

・内容を整理し，対策を検討（ルールづくり検討）

次のチェック

安全管理を徹底しているか

実施

不備あり

・事業者へヒアリングを実施し，安全管理を確認する

次のチェック

バリアフリー未対応の車両で運行していないか

無い

有る

・今後の方針の明確化を図る（導入しない場合含む）

次のチェック

利用者の満足度が高いか

高い

低い，
または問題あり

・結果等を元に，改善策を検討

次のチェック

全ての項目がクリア（必要な対策を検討・実施）

運行の継続

▲ 検証の流れ

□ :チェック項目

4. 実施スケジュール

生活交通アセスメントにおけるP D C Aサイクルの運用時期は、概ね下図のとおりである。

